議案第33号

甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める 条例の一部を改正する条例制定について

甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月28日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める 条例の一部を改正する条例

甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (令和元年6月条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第3号中「第20条第1項」を「第27条第1項」に、「第3条第 1項」を「第10条第1項」に改める。

第8条第2項第3号及び第80条第2項第3号中「第20条第1項」を「第27条第1項」に改める。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う規定の整備を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。